



退職後の健康保険のご案内

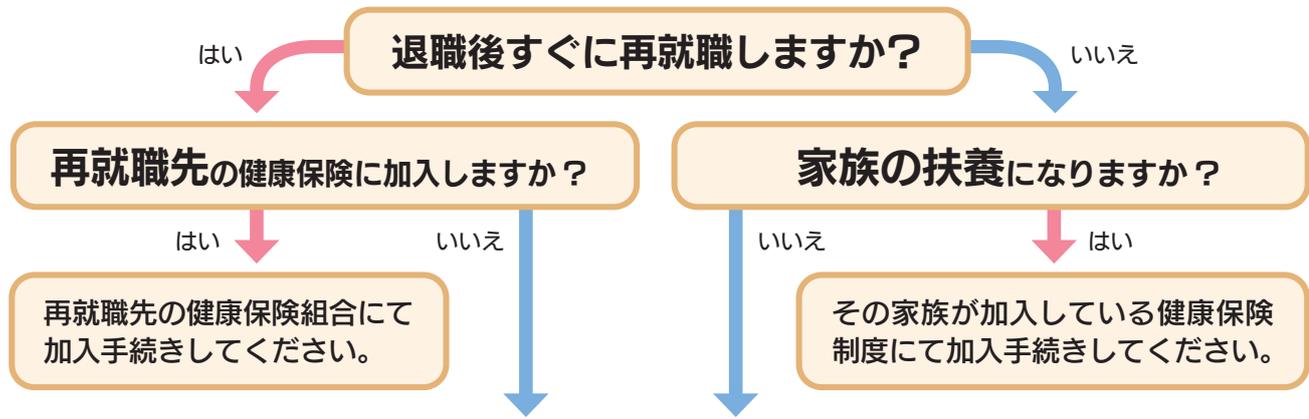
【注意】 任継制度には法律で定められた加入手続期限があり、加入手続期限を過ぎると加入できません。詳しくは3ページの11をご確認ください。

みなさんは退職するとキオクシア健康保険組合の被保険者資格を失い、その後は、いくつかある健康保険制度のどこかに必ず加入することになります。

在職中の保険証は退職日の翌日から使えなくなるため、健康保険の切り替え手続きをすみやかに行わなければなりません。

退職後の健康保険にはいくつかの選択肢があります。保険料や給付内容などに違いがあるため、加入する前によく比較検討していただき、ご自身にとって一番よい制度に加入されることをおすすめします。

退職（被保険者資格の喪失）



任意継続被保険者制度もしくは国民健康保険制度に加入します。

加入する前によく比較検討いただき、みなさん自身で選択してください。

任意継続被保険者制度

キオクシア健康保険組合の被保険者期間が2カ月以上ある人は誰でも加入できます。加入期間は退職日の翌日から2年間です。付加給付、健診制度等、現役同様に利用できます。

※詳しくは次ページ以降をご覧ください。

国民健康保険制度

各市区町村が運営しており、手続きは住所登録のある市区町村役場で行います。離職事由（非自発的失業者に該当した場合）によっては、保険料の負担を軽減する制度があります。

※詳しくはお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。



詳しくは次ページ以降をご覧ください。

75歳になると、どの制度に加入している人でもこれまでの健康保険制度を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

▶ 両制度のメリット・デメリット

		任意継続被保険者制度	国民健康保険制度
メリット	保険料関係	● 国保よりも割安のケースがある（国保には扶養という概念がないため、無職の人（専業主婦や子ども）でも保険料が発生する）	● 各人の収入に応じた保険料負担で済む（本人の前年度年収などを基準に算出）
	給付関係	● 付加給付（ただし、傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金・出産手当金付加金を除く）がある	—
	健診関係	● 現役同様の制度利用が可能（※）	● 福祉に注力する市区町村ではサービスが多样
デメリット	保険料関係	● 期日までに納付しなければ資格を喪失 ● 会社負担分を含め全額自己負担	● 各個人が被保険者となるため家族を含む世帯での保険料計算となる
	給付関係	—	● 付加給付なし
	健診関係	● 健診契約機関などが首都圏および主要都市に集中している	● それぞれの市区町村によって内容が統一化されていない

※詳しくはホームページをご覧ください。

両制度の比較一覧表

	任意継続被保険者制度	国民健康保険制度
1 概要	再就職など、次の健保に加入するまでのつなぎの制度です。退職日まで継続して2カ月以上の被保険者期間がある方は、希望すれば引き続き最長2年間、キオクシア健康保険組合の被保険者となることができます。	キオクシア健康保険組合の任継に加入しない（できない）人が加入することになります。居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
2 加入条件	退職日まで継続して2カ月以上の被保険者期間があること。退職日の翌日から20日以内にキオクシア健康保険組合に申請してください（20日を過ぎると加入できません）。	キオクシア健康保険組合の任継に加入しない（できない）人が加入することになります。
3 加入期間	退職後2年間または2年以内に後期高齢者医療制度該当年齢（現行75歳）に到達する場合はその前日まで。 ※4ページ「資格喪失について」の喪失事由以外では途中脱退できません。	資格取得日から後期高齢者医療制度該当年齢（現行75歳）到達日の前日まで。ただし、国保の資格喪失要件に該当した場合は資格を喪失します。居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
4 保険料の決まり方	保険料には健康保険料と介護保険料とがあります。 （保険料算出の計算式） 保険料＝標準報酬月額 × 保険料率	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。

	任意継続被保険者制度	国民健康保険制度
5 標準報酬月額	退職時の標準報酬月額と上限額とのいずれか低い額 ・標準報酬月額の上限は毎年4月1日に改定され、前年9月末にキオクシア健康保険組合に在籍している全被保険者の平均標準報酬月額をもとに決定されます。 ・退職時の標準報酬月額は2年間適用されます（上限の改定による変動はあり。ただし、退職後のご本人の収入金額による変動はありません）。	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
6 健康保険料	退職時の各人の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の全額 ※在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となります。	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
7 介護保険料	<40歳～64歳> 退職時の各人の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の全額 ※在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となります。 ※健康保険料と併せて収めます。 <65歳以上> 市区町村が徴収します。 ※ただし、本人が40歳未満または65歳以上の場合でも、40歳から64歳の被扶養者がいる方は、キオクシア健康保険組合にも引き続き介護保険料を収めます（市区町村とキオクシア健康保険組合の両方に収めます）。	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
8 被扶養者の認定	在職中と同じ基準	—
9 法定給付付加給付	在職中と同じ給付 ただし、傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金と出産手当金・出産手当金付加金の給付はありません。	法定給付のみ 詳細は居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
10 健康診断	在職中と同じ基準で利用できます。	健診・人間ドックは自治体により補助金が支給される場合があります。
11 加入手続期限	退職日の翌日から20日以内にキオクシア健康保険組合に申請してください。 (期限を過ぎると加入できません)	詳細は居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
12 加入手続窓口	キオクシア健康保険組合	詳細は居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。

※任継制度に加入の場合、70～74歳の高齢受給者証の負担割合は、標準報酬月額が28万円以上の場合は「3割負担」と健康保険法で定められています。ただし、対象となる収入が基準額であれば、申請により2割負担となります。

※75歳以上の被保険者ならびに被扶養者（65歳以上で障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合（以下広域連合）の認定を受けた者を含む）については後期高齢者医療制度に加入となりますので、お住まいの各市区町村役場、または広域連合からのお知らせに従ってください。

※保険料を前納（前払い）できる制度があります。

※各健康保険制度に加入期間中、法改正ならびにキオクシア健康保険組合の制度改定により、上記掲載項目ならびにその内容が変更されることがあります（本ご案内は令和4年1月時点の情報により作成しています）。

任意継続被保険者制度の加入・資格喪失



加入手続きについて

キオクシア健康保険組合ホームページ (<https://www.kioxia-kenpo.com>) の「各種手続き－退職したとき」をご覧ください。必要書類を取得頂き、キオクシア健康保険組合に申請してください。



資格喪失について

1～6のいずれかに該当したときは、資格を喪失します。下記1～6の喪失事由以外では途中脱退できません。

- 1 加入期間が満了になったとき
- 2 就職した会社の被保険者となったとき
- 3 死亡したとき
- 4 後期高齢者医療制度に加入するとき
 - a. 75歳になったとき
 - b. 広域連合により一定の障害があると認定されたとき（65歳以上）
- 5 保険料が期限までに納付されなかったとき
- 6 被保険者から脱退の申し出があり、キオクシア健康保険組合が受理したとき
※喪失日は資格喪失申出書をキオクシア健康保険組合が受理した翌月1日

資格を喪失したときは、すみやかに手続きを行い、保険証を返却してください。

Q&A

Q 任継の申請を忘れていて、退職日の翌日から20日を過ぎてしまいました。これからでも申請できますか？

A 退職日の翌日から20日以内を過ぎると任継に加入できません。加入を希望される場合は、20日以内にキオクシア健康保険組合に申請してください。

Q 任意継続被保険者となった場合、保険証はどうなりますか？

A 任意継続被保険者としての新しい記号・番号の保険証が発行されます。在職中に使用していた保険証は、退職後5日以内に返却してください。

Q 引き続き、家族を被扶養者とすることはできますか？

A 在職中に扶養していた家族を引き続き、被扶養者とすることができます。詳しくは、キオクシア健康保険組合ホームページの「各種手続き－退職したとき」をご覧ください。

Q 任意継続被保険者になると、在職中と同様のサービスが利用できるのですか？

A 保険給付については在職中と同様の給付が受けられ、付加給付も支給されます（出産手当金・傷病手当金とその付加給付を除く）。保健事業についても在職中と同様に利用できます。